

健康増進法の施行に伴う受動喫煙防止対策について

本年5月1日付で健康増進法が施行されたことに伴い、区施設の受動喫煙防止対策を下記のとおり実施することにいたしました。

記

1. 実施時期 平成15年7月1日から
2. 実施内容

[分煙とする施設]

本庁舎、豊島公会堂、豊島区民センター、南大塚ホール
勤労福祉会館、秀山荘、猪苗代「四季の里」

- * この7施設については、喫煙室の設置等、分煙化のための整備を検討します。
- * 分煙化の整備が整うまでの間は、禁煙となります。

[禁煙とする施設]

上記以外の施設は、施設内禁煙となります。

なお、幼稚園、学校（竹岡健康学園を含む。）、保育園、子ども家庭支援センター、児童館は、敷地も含めて禁煙となります。

3. 区民等への周知について
広報としま（6月15日号・25日号）で周知します。各施設においても利用者等へ周知を図ります。
4. 他区の状況
世田谷区：区立小中学校10校を「喫煙防止教育推進校」に指定し敷地内禁煙（今年度から実施）
中野区：教育施設（区立小中学校、図書館、体育館、教育相談室）の建物内禁煙（9月1日実施）
品川区：児童センター、保育園、小中学校、幼稚園、図書館、体育館、保健所は禁煙、その他は分煙（来年度までに実施）
大田区：不特定多数の人が利用する施設の主要部分は禁煙。ロビーや待合室は分煙化を図る。（年内実施）